

<プレスリリース>

日本の大口排出源の温室効果ガス排出の実態 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による 2018 年度データ分析 ～大口排出事業者の抜本対策がなければ 2030 年 46%削減は不可能～

2022 年 6 月 13 日

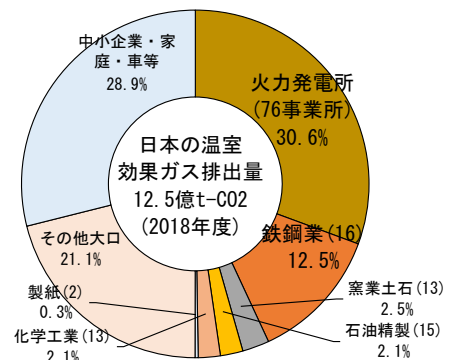
特定非営利活動法人気候ネットワーク
 代表 浅岡美恵

2022 年 3 月 18 日、政府は、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度により、2018 年度の大口排出事業者の温室効果ガス排出量を公表した。気候ネットワークで分析したところ、2018 年度の日本の温室効果ガス排出量の 50%を 135 の事業者が排出し、全て電気業（発電所）、鉄鋼業、セメント製造業、化学工業、石油精製業、紙製造業の 6 業種に属していることが明らかとなった。また、76 発電所の排出量が日本の排出の約 3 分の 1 を占め、その半分（日本全体の 17%）が 37 の石炭火力発電所から排出された。

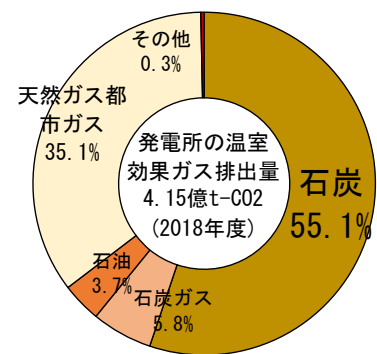
また、日本全体の約 3 分の 1 を占める火力発電所の内訳では、石炭火力の排出が火力発電の半分以上を占める。また、この大半は排出量 100 万 t-CO₂ 以上の 37 の石炭火力発電所が占めることも明らかになった。

日本では大口排出事業者の対策は産業界の自主行動計画に任せられ、計画が達成されても 2030 年 46%削減に必要な温室効果ガス排出総量を上回る。この抜本強化をしないと、たとえ中小企業や家庭が排出ゼロになっても 2030 年目標すらが達成できない。本分析を通じて、2030 年目標の引き上げ、石炭火力ゼロ目標と規制、カーボンプライシングの導入、再エネ優先化の送電線ルールの変更などの政策が不可欠であるとまとめた。

また、本制度は 2006 年の開始から 13 年目となるが、制度上の課題も指摘している。情報開示後、毎年のようにデータの不備が見つかり、今年も約 5000 万トンの欠落なども見つかった（その後データは個別に開示してもらった）。その背景には、公表されるデータが一部で、省エネ法によって提出された燃料別のデータなどが不開示であることや、行政の検証方法などに問題があることがあげられ、これらの改善が求められる。



50%を占める 135 事業者の業種別内訳



火力発電所排出量の燃料別内訳

参考) 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における平成 30 年度温室効果ガス排出量の集計結果の公表について

<https://www.env.go.jp/press/110542.html>

お問い合わせ: 特定非営利活動法人 気候ネットワーク (<https://www.kikonet.org>)

【東京事務所】〒102-0082 東京都千代田区一番町 9-7 一番町村上ビル 6F

TEL: 03-3263-9210、FAX: 03-3263-9463、E-mail: tokyo@kikonet.org

【京都事務所】〒604-8124 京都府京都市中京区帯屋町 574 番地高倉ビル 305

TEL: 075-254-1011、FAX: 075-254-1012、E-mail: kyoto@kikonet.org